

# 山梨県公報

第二千七百三十号

平成二十九年

九月十四日

木曜日

## 目次

### 告示

- 保安林の指定の予定(二件)……………六二五
- 保安林の指定施業要件の変更予定(五件)……………六二五
- 家畜伝染病の発生……………六二七

### 公告

- 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出……………六二七
- 大規模小売店舗の所在地の変更の届出……………六二八
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出……………六二八
- 都市計画の決定図書の縦覧……………六二九
- 都市計画の変更図書の縦覧(二件)……………六二九

## 告示

### 山梨県告示第二七七十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十九年九月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 保安林の所在場所 大月市笹子町白野字中峯五一三、五一八の一、字東峯一〇六の

一

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字東峯一〇六の一・字中峯五一八の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、五一三

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

### 山梨県告示第二七十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十九年九月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 保安林の所在場所 南巨摩郡身延町小田船原字上小田一八九六(次の図に示す部分に限る。)、一九二一の一、字北澤一四六三の一

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字上小田一八九六・一九二一の一・字北澤一四六三の一(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第二七十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十九年九月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 大月市(国有林。次の図に示す部分

に限る。)、大月市(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的 水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二千八百十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十九年九月十四日

山梨県知事 後 藤 斎

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 富士吉田市(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

富士吉田市(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士吉田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二千八百十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のよう

に保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十九年九月十四日

山梨県知事 後 藤 斎

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 上野原市(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

上野原市(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二千八百十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十九年九月十四日

山梨県知事 後 藤 斎

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 南都留郡山中湖村(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

山中湖村役場に備え置いて縦覧に供する。

山梨県告示第二百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十九年九月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 南都留郡鳴沢村（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的 水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び鳴沢村役場に備え置いて縦覧に供する。

山梨県告示第二百八十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

平成二十九年九月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	三	北杜市	平成二十九年九月六日

公 告

大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

平成二十九年九月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 届出者

氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名	住所
大和情報サービス株式会社 代表取締役 板倉壽景 代表取締役 藤田勝幸	東京都千代田区飯田橋二丁目十八番二号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 サンドラッグ石和店

(二) 所在地 山梨県笛吹市石和町市部字北河原八百二十二番地三十四外

2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の所在地	山梨県笛吹市石和町市部 字北河原八百二十二番二 十九外	山梨県笛吹市石和町市部 字北河原八百二十二番地 三十四外

(二) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更後の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名	変更後の住所
大和情報サービス株式会社	東京都千代田区飯田橋二丁目十八番二号

代表取締役 板倉壽景  
代表取締役 藤田勝幸

- 3 変更の年月日 平成二十八年七月十九日外
- 三 届出年月日 平成二十九年七月十八日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から平成三十年一月十五日まで

● 大規模小売店舗の所在地の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

平成二十九年九月十四日

山梨県知事 後 藤 斎

一 届出者

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名	住所
三菱UFJ信託銀行株式会社 代表取締役 池谷幹男	東京都千代田区丸の内二丁目四番五号
イオンモール株式会社 代表取締役 吉田昭夫	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (一) 名称 イオンモール甲府昭和
  - (二) 所在地 山梨県中巨摩郡昭和町飯喰字神明千五百五番地九外
- 2 変更した事項 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更事項

変更前

変更後

大規模小売店舗の所在地

山梨県中巨摩郡昭和町常 永土地区画整理地内一街 区	山梨県中巨摩郡昭和町飯 喰字神明千五百五番地九 外
---------------------------------	---------------------------------

- 3 変更の年月日 平成二十九年一月二十日
- 三 届出年月日 平成二十九年八月十六日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から平成三十年一月十五日まで

● 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

平成二十九年九月十四日

山梨県知事 後 藤 斎

一 届出者

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名	住所
三菱UFJ信託銀行株式会社 代表取締役 池谷幹男	東京都千代田区丸の内二丁目四番五号
イオンモール株式会社 代表取締役 吉田昭夫	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (一) 名称 イオンモール甲府昭和
  - (二) 所在地 山梨県中巨摩郡昭和町飯喰字神明千五百五番地九外
- 2 変更しようとする事項

変更事項

変更前

変更後

<p>荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯</p>	<p>次の各号に掲げる荷さばき施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおり</p> <p>一 荷さばき施設①</p> <p>イ 位置 届出の図面のとおり</p> <p>ロ 利用することができる時間帯 午前四時から翌午前零時まで</p> <p>二 荷さばき施設②</p> <p>イ 位置 届出の図面のとおり</p> <p>ロ 利用することができる時間帯 午前六時から午後十時まで</p> <p>三 荷さばき施設③</p> <p>イ 位置 届出の図面のとおり</p> <p>ロ 利用することができる時間帯 午前六時から午後六時三十分時まで</p>	<p>次の各号に掲げる荷さばき施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおり</p> <p>一 荷さばき施設①</p> <p>イ 位置 届出の図面のとおり</p> <p>ロ 利用することができる時間帯 午前四時から翌午前零時まで</p> <p>二 荷さばき施設②</p> <p>イ 位置 届出の図面のとおり</p> <p>ロ 利用することができる時間帯 午前六時から午後十時まで</p> <p>三 荷さばき施設③</p> <p>イ 位置 届出の図面のとおり</p> <p>ロ 利用することができる時間帯 午前六時から午後十時まで</p>
-----------------------------------	---	---

- 3 変更する年月日 平成二十九年九月一日
- 三 届出年月日 平成二十九年八月十六日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から平成三十年一月十五日まで

● 都市計画の決定図書の縦覧  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により甲府市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。  
 平成二十九年九月十四日

- 一 都市計画の種類 甲府都市計画地区計画（機械金属工業団地（2）地区地区計画）
- 二 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

● 都市計画の変更図書の縦覧  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により甲府市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書を次の場所において縦覧に供する。  
 平成二十九年九月十四日

- 一 都市計画の種類 甲府都市計画公園
- 二 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

● 都市計画の変更図書の縦覧  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により甲府市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書を次の場所において縦覧に供する。  
 平成二十九年九月十四日

- 一 都市計画の種類 甲府都市計画ごみ処理場
- 二 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番